

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第 1 号

平成 20 年 2 月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 20 年 2 月 1 日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 藤 和 雄

1. 期 日 平成 20 年 2 月 8 日（金）午後 1 時 30 分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター
管理棟 2 階大会議室
3. 付議事件
 - (1) 平成 19 年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第 1 号）について
 - (2) 平成 20 年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算について
 - (3) 佐倉市、酒々井町清掃組合特別職の職員の給料の特例に関する条例制定について
 - (4) 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (5) 佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
 - (6) 佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針に基づく次期処理施設建設用地の位置の選定について

○平成20年2月8日

○現在議員5名で次のとおり

1番	引	地	修	一	君
2番	平	澤	昭	敏	君
3番	山	口	文	明	君
4番	入	江	晶	子	君
5番	押	尾	豊	幸	君

平成20年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

平成20年2月8日（金曜日）午後1時32分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号～議案第6号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 行政報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案の上程
6. 提案理由の説明
7. 質 疑
8. 討 論
9. 採 決
10. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	押	尾	豊	幸	君
副議長	平	澤	昭	敏	君
1番	引	地	修	一	君
3番	山	口	文	明	君
4番	入	江	晶	子	君

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	蕨	和	雄
副管理者	小坂	泰	久
収入役	大川	靖	男

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	小林	一文
総務課長	石原	すみ子
施設管理課長	市原	敏彦
技監	稲田	明
主幹	田中	健一

○構成市町出席職員

酒々井町民生事務担当	水藤	正平
佐倉市経済環境部廃棄物対策課長	豊島	力
酒々井町生活環境課長	福田	和弘

○議会議務局出席職員氏名

総務課 課長補佐	門	山	孝	雄
-------------	---	---	---	---

○連絡員

施設管理課 課長補佐	齋	藤	雅	文
---------------	---	---	---	---

施設管理課 副主幹 (計画係長)	中	村	宏	之
------------------------	---	---	---	---

総務課庶務係 副主査	坂	上	雅	敏
---------------	---	---	---	---

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時32分)

○議長（押尾豊幸君） これより平成20年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を開催いたします。開催するに当たり、事務局は傍聴人の入場を停止してください。きょうは2名の傍聴の方がいらっしゃいますので、ご報告しておきます。

ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成20年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（押尾豊幸君） 日程に先立ちまして、監査委員より定期監査、例月出納検査及び監査請求による監査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎行政報告

○議長（押尾豊幸君） 次に、行政報告について、事務局長、小林一丈君より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長

○事務局長（小林一丈君） 事務局長の小林一丈でございます。お許しをいただきまして、行政報告を申し上げます。

平成19年11月28日付で、四街道市から既存の清掃工場の基幹的な設備の大規模な改修に伴うごみ処理の依頼がございました。処理委託のごみ種別といたしましては、可燃ごみでございます。ごみ処理委託期間としては、平成21年2月から9月までの8カ月間ということでございます。

運搬方法といたしましては、四街道市の収集車が直接搬入するということでございます。

処理委託量といたしましては、約500トンを予定しているということでございます。

詳細につきましては、また別途協議するということでございます。

以上の内容でございます。

当組合からは、基本的には、ごみの受け入れに協力いたしますということで回答いたしております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（押尾豊幸君） ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（押尾豊幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、引地修一君、平澤昭敏君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（押尾豊幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程

○議長（押尾豊幸君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第6号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

◎議案第1号～議案第6号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（押尾豊幸君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君

○管理者（蕨 和雄君） 管理者でございます佐倉市長の蕨和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会 2 月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。ただいまから本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号は、平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第 1 号）であります。今回の補正額は3,696万1,000円の追加補正でありまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ17億2,872万3,000円に、いたそうとするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入といたしましては、使用料及び手数料から1,101万3,000円を減額し、財産収入に260万4,000円、繰越金に3,162万4,000円、諸収入に1,374万6,000円を追加しようとするものであります。

歳出といたしましては、総務費から407万4,000円、衛生費から1,970万円を減額し、諸支出金に6,073万5,000円を追加しようとするものであります。

今回の補正は、年度末の計数整理が主なものであります。

議案第 2 号は、平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算であります。平成20年度の予算につきましては、佐倉市並びに酒々井町から排出され、当組合に搬入されます廃棄物の適正かつ円滑なる処理を推進し、安定した稼働を確保することを目的として編成いたしております。また、廃棄物処理経費の適正化を図り、管理的経費の削減に努めているところでございます。

歳入歳出予算の総額は、16億9,742万1,000円で、前年度に比較いたしますと565万9,000円の増額となり、0.33%の増となります。

第 1 表歳入歳出予算の歳入につきましては、分担金及び負担金 9 億38万3,000円、この分担金及び負担金につきましては、調整負担金 2 億8,000万円を公債費増加分並びに構成市町財源補填分として負担金の調整をいたしたことにより、前年度より0.25%の減となっております。その他使用料及び手数料 4 億2,980万円、財産収入108万6,000円、繰入金 2 億8,000万円、繰越金500万円、諸収入8,115万2,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、議会費として43万5,000円、総務費として 2 億182万9,000円、これは職員の給与、共済費等の人件費及び監査委員費が主なものであります。

次に、衛生費10億3,751万7,000円は、ごみの処理処分に要する経費が主なものであります。公債費 4 億5,355万4,000円は、酒々井リサイクル文化センター各施設の地方債の元金と利子の償還金であります。その他諸支出金108万6,000円、予備費300万円を計上いたしております。

議案第3号は、佐倉市、酒々井町清掃組合特別職の職員の給料の特例に関する条例制定についてであります。平成19年9月27日に発生いたしました佐倉市、酒々井町清掃組合ごみ処理手数料窃取事件につきまして、管理者の管理監督責任として給料の50%の減給措置をすべく給料の特例条例を提案いたすものであります。

議案第4号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。今回の改正につきましては、国及び千葉県の勧告に伴いまして、扶養手当については、子等に係る支給月額を6,000円から6,500円に改正し、勤勉手当については、年間の支給割合を1.45月から年間1.5月に改正し、また、給料表の一部を改正しようとするものであります。その他、新たに給与からの控除を条例に加えようとするものであります。

議案第5号は、佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてであります。日本郵政公社が、平成19年10月1日に民営化したために、日本郵政公社を本文から削るものであります。

議案第6号は、佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針に基づく次期処理施設建設用地の位置の選定についてであります。施設整備検討委員会から既存施設であります酒々井リサイクル文化センターが、次期処理施設建設用地として選定されたとの答申がありました。このことから、佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針に基づく処理施設の位置として、次期処理施設建設用地を酒々井リサイクル文化センターといたそうとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（押尾豊幸君）　続きまして、事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長

○事務局長（小林一丈君）　事務局長の小林でございます。それでは、議案のご説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをごらんください。読み上げさせていただきます。平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第1号）。平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般

会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,696万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,872万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年2月8日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

2ページをごらんください。第1表歳入歳出予算補正でございます。今回の補正は、年度末の計数整理が主なものでございます。

歳入でございます。2款使用料及び手数料から1,101万3,000円を減額し、3款財産収入に260万4,000円、5款繰越金に3,162万4,000円、6款諸収入に1,374万6,000円を追加しようとするものでございます。歳入合計既定額16億9,176万2,000円に補正額3,696万1,000円を追加いたしまして、歳入合計を17億2,872万3,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをごらんください。歳出でございます。2款総務費から407万4,000円、3款衛生費から1,970万円を減額し、5款諸支出金に6,073万5,000円を追加しようとするもので、歳出合計既定額16億9,176万2,000円に、補正額3,696万1,000円を追加いたしまして、歳出合計を17億2,872万3,000円にいたそうとするものでございます。

4ページ以降につきましては、平成19年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書でございます。細部につきましては、6ページから説明させていただきます。

6ページをごらんください。2、歳入でございます。2款使用料及び手数料、1目衛生手数料でございます。1,101万3,000円の減額補正でございます。ごみ処理手数料として10キログラム当たり200円のものにつきましては、当初予想量1,360トンより約135トン多く見込まれますが、10キログラム当たり250円のは、当初予想量1万1,410トンより約549トン少ない搬入となる見込みで、この差し引きの中での減額補正でございます。

3款財産収入、1目利子及び配当金は260万4,000円の追加補正でございます。財政調整基金の元金及び定期預金の利率が増となったものでございます。

5款繰越金、1目繰越金でございます。3,162万4,000円の追加補正でございます。前

年度からの繰越金でございます。

6款諸収入、1目雑入でございます。1,374万6,000円の追加補正でございます。主なものにつきましては、有価物売却収入、これにつきましては鉄等の売却単価が増額となったものでございます。雑入につきましては、ブルドーザーの売却代金105万円及び都市再生機構所有の土地から発生しました刈り草の処理負担金として56.2トンで140万5,000円でございます。売却電力料金は、余剰電力を東京電力に売電いたしたもので、発電量の増によるものでございます。弁償金につきましては、公金紛失事件並びに手数料の徴収間違いに伴う利息を含めました弁償金でございます。

続きまして、7ページをごらんください。3、歳出でございます。2款総務費、1目一般管理費でございます。407万4,000円の減額補正でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、市、町からの派遣職員の交代及び年度途中で職員1名が減員になったことに伴うものでございます。11節需用費につきましては、複写用消耗品で各種委員会等の資料作成が増加となったことに伴うものでございます。13節委託料、14節使用料及び賃借料は、契約に伴う差金によるものでございます。22節補償補填及び賠償金につきましては、公金紛失事件に伴います歳入の2款使用料及び手数料への補填金でございます。

続きまして、8ページをごらんください。3款衛生費、1目じん芥処理費でございます。1,972万9,000円の減額補正でございます。11節需用費の消耗品費につきましては、施設管理業務委託契約に消耗品を含んで契約いたしましたことから減額となるものでございます。医薬材料費につきましては、契約に伴います単価の減及び使用量の減から減額となるものでございます。13節委託料は、各種分析調査業務委託料から次ページの場合内管理業務委託料まで契約に伴います執行差金によるものでございます。焼却灰再生化、エコセメント化でございます。この処理業務委託料につきましては、単価の値上げ及び排出量の増加に伴い増額となるものでございます。焼却灰収集運搬業務委託料は、排出量の増加に伴うものでございます。16節原材料費は埋め立てごみ分別処理に伴いまして、埋め立て量が減った結果、使用資材が減となりましたものでございます。

続きまして、2目センター運営費2万9,000円の増額は、領収書の印刷製本費でございます。

10ページをごらんください。5款諸支出金、1目財政調整基金費でございますが、6,073万5,000円を増額補正し、財政調整基金として6,199万3,000円を積み立てたそう

とするものでございます。

11ページ以降につきましては給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。議案第2号 平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。読み上げさせていただきます。平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億9,742万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年2月8日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

続きまして、7ページをごらんください。平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入でございます。本年度と前年度の比較を載せてございます。主なものにつきましては、1款分担金及び負担金229万1,000円、4款繰入金1億2,000万円がそれぞれ減額となっております。2款使用料及び手数料1億1,735万円、6款諸収入1,077万2,000円がそれぞれ増額となっております。歳入合計といたしましては、対前年度比較が565万9,000円の増額となっております。

続きまして、8ページをごらんください。歳出でございます。本年度と前年度の比較を載せてございます。主なものにつきましては、2款総務費の1項総務管理費102万

6,000円、3款衛生費2,119万円がそれぞれ減額となっております。4款公債費は3,005万円の増額となっております。

歳出合計といたしましては、対前年度比較が565万9,000円の増額となっております。

続きまして、9ページをごらんください。歳入でございます。1款分担金及び負担金は、組織市町負担金で9億38万3,000円でございます。このうち佐倉市の負担金は7億9,933万円、酒々井町の負担金は1億105万3,000円でございます。負担金の内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

2款使用料及び手数料につきましては、ごみ処理手数料で4億2,980万円でございます。10キログラム当たり350円で1万2,280トンの搬入量を見込んでございます。

3款財産収入につきましては、財政調整基金利子で108万6,000円でございます。

4款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金2億8,000万円でございます。

続きまして、10ページをごらんください。5款繰越金につきましては、前年度繰越金で500万円でございます。

6款諸収入につきましては、1項預金利子1,000円、2項雑入8,115万1,000円でございます。2項の雑入の主なものといたしましては、有価物売払収入6,826万5,000円、リサイクル品販売収入155万9,000円、蒸気使用料221万3,000円、売却電力料金906万2,000円でございます。

歳入合計といたしましては、16億9,742万1,000円でございます。

続きまして、13ページをごらんください。歳出でございます。1款議会費、1目議会費は43万5,000円でございます。議会及び議会運営に要する経費を計上いたしております。議員報酬及び議事録作成業務委託費が主なものでございます。

続きまして、17ページをごらんください。2款総務費、1目一般管理費は2億174万9,000円でございます。職員の人件費、一般管理費等を計上いたしております。人件費は、情報公開審査委員3名の報酬、特別職2名、職員21名の給料及び職員手当並びに共済費等を計上いたしております。11節需用費の主なものは消耗品費で、事務用品、複写用品、清掃用品、書籍、新聞代等でございます。

続きまして、18ページをごらんください。説明欄をごらんになってください。委託料の570万5,000円の主なものにつきましては、警備業務委託料109万円、消防設備保守点検業務委託料220万5,000円でございます。使用料及び賃借料の273万3,000円につきましては、賃借料232万円が主なもので、ファクス、コピー機、パソコン、事務所内ネット

ワーク用のサーバー等の各種事務用機器の賃借料でございます。

続きまして、19ページをごらんください。1目監査委員費8万円につきましては、監査委員2名の報酬及び旅費の費用弁償が主な内容でございます。

続きまして、23ページをごらんください。3款衛生費、1目じん芥処理費10億3,531万1,000円でございます。ごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分に要する経費を計上いたしております。主なものといたしましては、需用費の1億9,959万2,000円でございます。内訳といたしましては、光熱水費5,489万1,000円、この光熱水費の内訳でございます。電気料金4,058万7,000円、水道料金1,303万円、下水道料金127万4,000円でございます。修繕料8,923万6,000円につきましては、焼却粗大ごみ処理施設8,305万5,000円、最終処分場浸出液処理施設335万6,000円等の修繕料でございます。医薬材料費4,484万8,000円はダイオキシン類、塩化水素除去用の活性炭入りの消石灰1,911万円、その他ボイラー用薬品、排水処理用薬品等でございます。

続きまして、委託料でございます。8億3,166万3,000円でございます。委託料の内訳につきましては、各種分析調査業務委託料2,205万円、内容といたしましては、ばい煙、ダイオキシン、臭気、水質等各施設の管理運営に関する監視調査等を実施するための分析調査業務を行うものでございます。ごみ焼却処理施設等管理業務委託料2億8,539万円は、焼却施設の24時間、365日の運転及び粗大ごみ処理施設の運転管理等、日常点検の整備を含めまして、51人分の人件費を含めた委託内容でございます。

最終処分場浸出液処理施設運転管理業務委託料1,524万6,000円につきましては、日常点検の整備を含めまして2名分の人件費を含めた委託内容でございます。

次の有価物処理業務委託料3,750万2,000円につきましては、回収されました粗大ごみ等から鉄、アルミ、カレット、缶等の回収並びに中間処理をいたしまして、販売する業務を委託するものでございます。

ごみ焼却処理施設等保守整備業務委託料2億8,395万円につきましては、法定検査等に伴います年次点検整備、定期点検整備を実施しようとするものでございます。

焼却灰再生化（エコセメント化）処理業務委託料1億5,874万2,000円につきましては、市原エコセメント株式会社へ灰、不燃物を搬出いたしましてセメント化する業務を委託するものでございます。

また、焼却灰収集運搬業務委託料1,627万8,000円につきましては、エコセメント化施設へ運搬業務を委託するものでございます。

その他、廃乾電池処理業務委託431万4,000円、廃蛍光管処理業務委託216万3,000円が主なものであります。

原材料費127万円は、最終処分場用資材であります山砂・高炉滓が主なものでございます。

続きまして、24ページをごらんください。負担金補助及び交付金180万5,000円は、汚染負荷量賦課金でございます。公害健康被害補償法に基づきまして、公害による健康被害の救済や健康被害予防事業のため独立行政法人環境再生保全機構へ納付する負担金でございます。2目センター運営費は、リサイクルセンターの運営費220万6,000円でございます。この主なものにつきましては委託料199万円で、放置自転車の掃除及び搬入されました粗大ごみ等から家具の再生を3名で行いまして、この業務を委託するものでございます。

続きまして、27ページをごらんください。4款公債費、1目元金4億1,541万3,000円はダイオキシン対策事業並びに100トン炉増設事業に伴う6件の地方債の償還金元金でございます。次に、2目利子3,814万1,000円は、元金同様に6件の地方債の償還金利子でございます。

続きまして、31ページをごらんください。5款諸支出金、1目財政調整基金費108万6,000円でございます。これは財政調整基金に積立金の利子分を積み立てしようとするものでございます。

続きまして、35ページをごらんください。予備費300万円でございます。

以上、歳出合計は16億9,742万1,000円でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。上段の平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金総括表でございますが、事務事業費負担金、建設事業費負担金及び調整負担金でございます。佐倉市7億9,933万円は率で申しますと88.78%、酒々井町1億105万3,000円は率で申しますと11.22%の負担割合となります。

中段の平成20年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計負担金算出基礎表でございますが、(1)の事務事業費負担金につきましては、人口割50%、利用割50%で算出いたしております。佐倉市88.55%、酒々井町11.45%の負担割合でございます。

続きまして、37ページをごらんください。(2)建設事業費負担割合につきましては、予算編成時におけます当該年度10月1日現在の住民基本台帳人口に基づきまして、佐倉市89%、酒々井町11%の割合でございます。

次に（３）でございます。調整負担金 2 億 8,000 万円でございますが、上段は、平成 20 年度の公債費が平成 19 年度と比較いたしまして 3,005 万円増額となりましたことからこの増額分を調整しようとするものでございます。下段は構成市町の財源補填分として、それぞれ事務事業費割にて負担金の調整をいたそうとするものでございます。その他 38 ページから 43 ページまでにつきましては、給与費明細書、44 ページ及び 45 ページは、債務負担行為に関する調書、46 ページにつきましては、地方債に関する調書でございます。後ほどごらんになっていただきたいと思います。

以上で議案第 2 号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 3 号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第 3 号 佐倉市、酒々井町清掃組合特別職の職員の給料の特例に関する条例制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合特別職の職員の給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 20 年 2 月 8 日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページをお願いいたします。この案件につきましては、平成 19 年 9 月 27 日に佐倉市、酒々井町清掃組合におきまして、ごみ処理手数料であります現金 76 万円が窃取されました事件が発生いたしました。窃取いたしました職員につきましては、懲戒免職処分とし、部下の職員に対する指導監督を怠ったとして職員 2 名が減給の懲戒処分、1 名が戒告処分されました。管理者としても給料の 50% の減給措置をすべく給料の特例条例を提案いたしましたものでございます。

以上で議案第 3 号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 4 号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第 4 号 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 20 年 2 月 8 日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページをお願いいたします。今回の改正は、国及び県の勧告に準じまして、子等に係る扶養手当を現行 6,000 円から 6,500 円にいたしまして、勤勉手当の支給割合を年間て現行の 1.45 月から 1.5 月にいたそうとするものであります。また、給料表の一部改正として民間給与との格差の大きい若年僧を増額改正しようとするものであります。また、

給与からの控除を第22条として新たに追加しようとするものであります。

以上で議案第4号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第5号 佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成20年2月8日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、日本郵政公社が平成19年10月1日に民営化となりましたことから、条文から日本郵政公社を削るための一部改正でございます。

以上で議案第5号につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。議案第6号 佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針に基づく次期処理施設建設用地の位置の選定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針に基づく次期処理施設建設用地の位置の選定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第2条第4項の規定に準拠し、議会の議決を求める。

平成20年2月8日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページをお願いいたします。読み上げさせていただきます。佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針に基づく次期処理施設建設用地の位置の選定について、佐倉市、酒々井町清掃組合では、真に地域住民の負託にこたえることのできる清掃行政の確立を目指しています。

中長期を見据えた諸課題に対応するため、平成19年3月に佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針（処理施設の位置の方針）を策定いたしました。

この中で、次期処理施設の建設用地につきましては、社会環境の変化などを総合的に判断し、諸計画との整合性や経済性等の理由から、既に佐倉市内において選定された3候補地のほかに既存施設であります酒々井リサイクル文化センターを加えた4カ所を候補地とし、その上で、安全性、効率性、経済性等の観点から検討を加え、候補地の具体的な選定をするものとしております。

このことから、佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針（処理施設の位置の方針）に基づ

く次期処理施設建設用地の位置として下記のとおり選定し、定めるものです。

今後、地域住民をはじめ関係者の十分なお理解とご協力が得られるように努めてまいります。

記

次期処理施設建設用地の位置

佐倉市、酒々井町清掃組合の次期処理施設建設用地については、酒々井リサイクル文化センターとする。

佐倉市、酒々井町清掃組合では、平成19年3月20日の清掃組合議会臨時会におきまして、基本方針をご議決いただきました。この中で処理施設の位置の方針につきましては、既に佐倉市内におきまして選定されています3候補地のほかに、既存施設であります酒々井リサイクル文化センターを加えた4カ所を候補地として具体的な選定を行うとされております。

そこで当組合では平成18年度、19年度の2カ年事業で一般廃棄物処理基本計画を策定すべく施設整備検討委員会を設置しまして、基本計画を審議するとともに、清掃組合の次期処理施設建設用地の選定につきましてもご審議いただきました。

施設整備検討委員会での検討の経緯をご説明申し上げます。

平成19年4月2日に、施設整備検討委員会設置要綱の一部改正を行いました。平成19年7月18日に、平成19年度第1回目の施設整備検討委員会を開催し、この中で佐倉市、酒々井町清掃組合基本計画について説明し、委員への委嘱後、基本計画策定に係る諮問を行い、組合基本方針、基本計画策定スケジュール案の説明を行いました。

平成19年11月20日に、第2回目の施設整備検討委員会を開催いたしまして、市町人口推計につきましては、佐倉市総合計画に準じた推計を行い、推計結果について委員会の了承を得ました。また、既存施設の維持管理の状況について、施設設置時からの施設維持管理経費について概要を取りまとめた一覧表によりまして説明を行いました。

平成19年12月25日に、第3回施設整備検討委員会を開催し、施設整備検討委員会設置要綱の一部を改正を行いました。構成市町人口推計及びごみ処理量の推計ということで、前回報告の人口推計に伴うごみ排出量推計の報告を行いまして、委員会の了承を得ました。

施設整備の方針及び組合への次期候補地の選定につきましては、佐倉市へ施設を新設した場合と酒々井リサイクル文化センターでの施設を更新した場合の規模算定及び事業

費の比較について説明を行いました。焼却炉の処理方式の違いによる事業費は異なるのではというご意見がございました。今計画では焼却炉の方式は特定しておらず、方式による価格の違いは想定していない説明を行いました。

なお、方式につきましては、施設更新時期におきましての検討事項と考えている旨の説明を行いました。

次期候補地の選定につきましては、経費的なもの、地元の理解、収集運搬の効率性等の物理的なもののバランスがよい候補地がベストであることから、委員会における候補地の選定結果として既存の酒々井リサイクル文化センターのある酒々井候補地が最良と判断されました。

この委員会の中では、次回の委員会までに佐倉市の候補地を評価したときの評価基準で、参考的に酒々井候補地を評価してみるよう委員会の指示を受けました。

平成20年1月10日に第4回施設整備検討委員会を開催し、候補地の評価ということで既存の酒々井リサイクル文化センターのある酒々井候補地について、参考的に評価いたしましたところ、他の候補地と比較して高得点であった旨の報告を行い、了承されました。

一般廃棄物処理基本計画について説明を行いまして、計画内容について数値の再確認、表現の訂正等の指摘がございまして、それらの修正を行った上で構成市町へ報告を行い、一般廃棄物処理基本計画書として管理者へ答申を行うとの結論を得ました。また、施設整備検討委員会の答申（案）について説明し、了承されました。

この一般廃棄物処理基本計画書では、処理施設の位置につきまして次のように表記されております。読み上げさせていただきます。

新たな施設の建設場所として、佐倉市の3候補地に新設する場合と酒々井リサイクル文化センターに更新する場合を比較検討した結果、酒々井リサイクル文化センターにおいて更新する場合には、次に示すような優位性を有しています。

酒々井リサイクル文化センターにおいては、約20年間にわたって組合運営を行っており、今後の施設整備においても地元地区の理解、協力が得やすい。

ごみの搬入・搬出等の搬入路や上下水道などの社会基盤整備がなされていることから、新たな整備の必要がない。

隣接する酒々井コミュニティプラザや園芸施設など場外の予熱利用施設が整備されており、今後も有効活用が図れる。

佐倉市に新設する場合と酒々井リサイクル文化センターに更新する場合を比較すると、酒々井リサイクル文化センターに更新する方が施設整備に係る事業費は安価となる。

以上のことから、佐倉市、酒々井町清掃組合施設整備検討委員会において、酒々井リサイクル文化センターを次期処理施設建設用地として選定いたしました。

このようにまとめられております。

施設整備検討委員会におきまして既存施設であります酒々井リサイクル文化センターが選定されたとのことで、平成20年2月1日付で答申がありましたことから、次期処理施設建設用地を酒々井リサイクル文化センターとしてご議決いただきたくご提案いたすものでございます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（押尾豊幸君） はい、ありがとうございました。

◎議案第1号～議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（押尾豊幸君） それでは、これより質疑を行います。議案が多いものですから、二つに一回分けてしたいと思います。

最初に、議案第1号の補正並びに2号の20年度の会計予算について質疑を受けたいと思います。

質疑のある方。

はい、引地議員

○1番（引地修一君） では議案第2号について質問をさせていただきます。

なかなか私も最初の予算なのでわからないのですが、議案第2号の17ページ、総務費、総務管理費、ここで節7節賃金230万6,000円になっているのですが、これは最終処分補佐員の賃金だという説明がなされておるのですが、これ18年、19年というのは、単価1,000円で計上されているのです。これのちょっとどういうふうになっているのか。18年実績でも1,000円と、なぜかしらぬけれども、1,000円の賃金が計上されてまして、19年も計上されています。ここを説明してください。

それから、衛生費の23ページ、医薬材料費、需用費のうちの医薬材料費4,484万8,000円です。これはダイオキシンとかボイラーの薬ということですが、18年実績3,800万円ぐらいなのです。約700万上がっているのですが、これは最近の原材料のアップ、そう

いうのを考慮されての予算編成なのでしょうか。

それから、委託料の中のごみ焼却処理施設等保守整備業務委託料2億8,395万、この部分は平成18年1億9,950万の随契で予算どおりなのですが、平成18年です。平成19年は2億2,000万の予算なのですが、まだこれ実績が出ていませんが、わかりませんが、ぼんとちょっと2億8,300万と上がっておりまして、この原因は何でしょうか。

それから、同じような質問ですけれども、この衛生費清掃費じん芥処理費の中に15節工事請負費、これ何ですか、単価1,000円、単位1,000円で1と書いてあります、15節。それから18節備品購入費も1、1,000円、これは何を意味するのか、ちょっと教えていただけますか。意図的に上げられたのか。とりあえず2号で終わります。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） ただいまの引地議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、賃金でございますが、平成18年度、19年度1,000円ということで、この1,000円と申しますのは、節目のための1,000円でございます。平成20年度につきましては、この19年度いっぱい処分場に従事しております職員が定年退職となります。ご承知のように、当組合職員非常に人数少のうございます。そういう中で定年退職ということで、退職後臨時職員として若干の期間お手伝いいただけないかというようなことで予算化させていただいたものでございます。

続きまして、医薬材料費でございますが、ちょっと飛ばさせていただきまして、保守関係の2億8,395万円でございます。この保守整備につきましては、ご承知のようにこれだけのプラントでございます。すべてを一遍にというわけにいきませんものですから、計画的に各4炉ございますものを順番にやったりとか、また特に今回は増設しましたD炉の発電設備の検査がございます。そういうような関係でできる限り毎年度同じぐらいの金額でできるように心がけておるのですけれども、20年度につきましては、若干この経費がふえてきてしまってきているという状況のものでございます。後の工事請負費、備品購入費の1,000円につきましては、先ほど申しましたような節目の1,000円ということでございます。

先ほどの医薬材料費の関係でございます。これにつきましては、日ごろできる限りその使用薬剤が少なくなるようにということで努めておるところでございますが、こういうご時世でございますものから、どうしても単価的なもののアップが出てきているという状況から20年度の予算につきましては増額になってきているというものでござい

ます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） もう一度確認といいたいでしょうか、その医薬材料費のアップは最近の原材料費におけるアップを反映したものだということですね。

○事務局長（小林一丈君） はい。

○1番（引地修一君） それから、ごみ焼却処理保守がいろんな項目がふえているということですが、これにつきましては、これは随契ですね、契約は今後、この項目は。

○事務局長（小林一丈君） 平成19年度につきましては、これは入札で行われておりません。

○1番（引地修一君） 制限付の一般競争入札。

○事務局長（小林一丈君） はい。20年度につきましても今後契約関係につきましては、できる限り入札で行うようにということで指示を受けておりますので、そのような形で進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） 3点目、そうしますと、この2億8,395万は制限付の一般競争入札ですね、20年度は。これ一般競争入札は何社ですか、これ制限付のは。これちょっと平成18年、19年度見ますと、制限付の一般競争入札で1億9,950万で制限付の一般競争入札があったのですが、これ一般競争入札でも100%で18年度なんか落ちているのです。だから、そういう意味でのちょっと制限競争、一般、これを何社で制限競争で、一般競争入札なのか、そこをちょっとお聞きしたいのです。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） 20年度につきましては、これから契約を行うことですので、制限付一般競争入札でございますから、何社という形での予定はできません。結局制限に見合えばどの会社が来ても入札できるわけですので。

あと過年度の実績でございますけれども、これにつきましては、今回も補正予算でお願いしておりますが、年度末に計数整理をしてしまいますものですから、ですから契約金額以外の残ったものは減額してしまうので、結果的には契約額と同額という形になる

ものだという事でございます。

以上でございます。

○1番(引地修一君) わかりました。要するに今から制限競争入札やるので、それにはまったところは来るわけですね。ただ、私が聞きたかったのは、大体来ても何社ぐらいかなというような、例えば昨年の実績とかそれはそれでそれで時期的にはわかるのですけれども、そういうことをちょっと聞きたかったのです。19年の実績も何社ぐらい来て、それでこの1億9,950万に対してぼんと100%落ちて、後から差金でしょうけれども、とりあえず制限競争といっても最初の初手から100%ぼんと落ちているわけですね。後から実績の差金と言っても、このあたりが本当にの制限競争入札になっているのかなという感じがしますものですから、そういう話をちょっとお伺い、聞きたかったのです、何社ぐらいだったのかなと。

以上で終わります。

○議長(押尾豊幸君) その辺は答弁できますか。

○1番(引地修一君) 実績は答弁できますよね。

○議長(押尾豊幸君) 実績はできますよね。

事務局長

○事務局長(小林一丈君) 19年度につきましては、制限付一般競争入札で参加した企業は2社でございます。

以上でございます。

○議長(押尾豊幸君) ほかにございますか。

入江議員

○4番(入江晶子君) 議案第1号と2号にかかわって今後の財政の見通しという観点から何点か伺わせていただきます。

まず初めに、財政調整基金の17年度末から現在に至る残額、その数字を教えてくださいたいと思います。

○議長(押尾豊幸君) 事務局長

○事務局長(小林一丈君) 清掃組合の財政調整基金の17年度末でございます。10億2,334万5,000円でございます。18年度末につきましては、8億3,319万2,000円でございます。ちなみに、平成19年度末の予定残高でございますが、4億9,518万5,000円の予定でございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 今年度19年度は財政調整基金から4億繰り入れて、また新年度の20年度についても財政調整基金の方から2億8,000万円繰り入れるということで、20年度末のその残額の見込みというのは、どのような数字になりますか。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） 現状で20年度末見込んでおりますのは、2億1,627万1,000円を想定しております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） せんだつての議会で手数料の改正がありまして、一律10キロ当たり350円というふうに改正されました。それによって20年度手数料の増額が大幅に組み込まれているのですが、その手数料も増額の部分について詳細をご説明いただきたいと思ひます。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） お手元の2号議案の平成20年度一般会計予算書の9ページをごらんいただけますか。9ページ、歳入の2、使用料及び手数料でございます。この衛生手数料で4億2,980万円ということで、平成20年度は予算編成いたしております。これに対しまして、その下に前年度並びに比較ということで記載させていただいております。平成19年度は3億1,245万円の予算化でございます。当初予算ベースで見ますと、1億1,735万円の増額という形にさせていただいております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 先ほどの財政調整基金の繰り入れについては、両市と町の負担金の軽減ということで案分されて使われているのですが、それとまた手数料の増額ということで歳入を20年度確保しているように見受けられます。それで20年度まではこのようなやり方で収支が考えられているのですけれども、今後21年度以降調整基金も先ほどのお話ですと2億円しか残っていないということで、今後その両市と町の負担金、どのように考えるのか。また、手数料の増額という改正によって新たな収入増を図ったわけのですけれども、今後清掃組合の収入増といいますか、予算の確保というところでどうい

うような見通しを持って現時点でいるのか、伺いたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） ただいまのご質問、ご指摘のとおりでございます。組合の財政を考えました場合に、やはりそのほとんどは市、町からの負担金でございます。これは自治法にも規定されておりますように、市、町で組合をつくって負担金で運営するという形の組合でございますから、当然負担金をちょうだいいたしまして組合としては運営されているものでございます。そのような中で組合の歳出経費の削減ということから、先ほどから予算の関係でもご説明させていただいておりますように、経費の削減に努めておるところでございます。ただ、このような社会環境でございますものですから、さまざまな公害防止規制が非常に厳しゅうございまして、それに伴いまして、当然使用します薬剤ですとかあるいは設備的にも非常に高度な設備を設けております。イコールお金がかかるという形になってしまっておるわけでございますけれども、組合といたしましては、今後とも経費の削減に努めまして、また歳入、処理手数料ですとかそのほかにも東電への売却電力料、こういったものもでございますもので、こういったものがふえていきますように努めまして、できる限り市、町の負担金の軽減に寄与するというところで考えていきたいと。

当然組合歳入以外のものは市、町にご負担いただかなくてはいけないということで考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 補正予算の第1号のところでは繰越金が3,600万円ほど出ているのですが、これ先ほど執行残というところでのご説明だったと思いますけれども、入札に係る部分でどれぐらいの削減効果があらわれているのか、数字でおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） ただいまのご指摘、入札関係でございますけれども、厳密に入札関係だけでどのぐらいの減額効果が出ているかという形での計算はされておられません。申しわけございません。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 先ほど引地議員の方からもありましたけれども、やっぱり歳入

増が厳しいものですから、入札の改革をより一層進めていただきたいというところで要望をお願いいたします。

○議長（押尾豊幸君） 管理者

○管理者（藤 和雄君） 今後非常に歳出の方がふえてくるということが予想されますので、この際徹底的に歳出を見直しまして、随意契約もできるだけ競争入札に変更いたしまして、徹底的な見直しを図りたいと。実行段階におきまして、改めて精査しながら、20年度から新たに引き締めてやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） ほかにございますか。

山口議員、いいですか。

○3番（山口文明君） はい、ありません。

○議長（押尾豊幸君） それでは、議案1号、2号についての質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開を3時で予定しておきます。お願いします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時00分

○議長（押尾豊幸君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（押尾豊幸君） この際、時間を延長いたします。

○議長（押尾豊幸君） それでは、議案第3号から6号までの質疑を行います。

質疑はございますか。

引地議員

○1番（引地修一君） 議案第3号の説明のときもちょっと言ったのですけれども、特別職の職員給与の特例、管理者のことでしょうけれども、6万6,000円が半分になるということですが、この前提になってそういう場合の100分の50というこういう設定をしていいのかどうか、そこがちょっと疑問に残るところでして、金額は6万6,000円というところですが、罰則といいますか、100分の50というのが妥当かどうかというような、ここをちょっとどういうふうにお考えになっているのか。

それから、議案第6号につきましては、これは酒々井にということですが、これはこの審議委員といいますか、施設整備検討委員会、これ会議録もらったのですけれども、メンバーは9名でしょうか10名でしょうか。ちょっと読みますと、最初は9名となって、後半になると10名いるということになっています。

それとどうの方がメンバーなのか、それをちょっと教えていただきたいのですけれども。佐倉市が何名で酒々井が何名とか、以上2点をちょっとお願いします。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） 1点目の議案第3号の特別職職員の給料の特例に関する条例制定についての関係でございます。この100分の50につきましては、近隣の一部事務組合でございます葬祭組合で過去にこういう事例がございまして、その事例を見習ったと申しますか、そういう形での100分の50ということでございます。

それと2点目の委員会の関係でございます。委員会は何名なのかというご質問でございますが、平成19年度につきましては、佐倉市5名、酒々井町5名でございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） 当初から10名ですか。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） 当初から10名でございます。

○1番（引地修一君） ああ、そうですか。

○事務局長（小林一丈君） はい。

○1番（引地修一君） そうすると、この議事録見ますと、済みません、議長。

○議長（押尾豊幸君） はい、どうぞ。

○1番（引地修一君） この議事録見ますと、9名出席というのは1名欠席だったわけですね。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） そのとおりでございます。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） この委員の氏名、その他、個人情報でオープンにはできないのですか、情報公開で。

もう一つ、それとこの審議委員の委員には報酬は支払われていますか。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） 一応この施設整備検討委員会、会議の方は非公開でお願いしております。そのようなことから委員の氏名につきましても公表できないということはないと思うのですが、現状ではそのような形でお願いしたいということでございます。

委員の報酬でございますが、これにつきましては支払いはしてございません。

以上でございます。

○1番（引地修一君） ああ、そうですか。議長、もう一度。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） そうすると、このメンバーがここで議決をすれば、後から議決があれば、後ほどでも公開はできますでしょうか。

それともう一つ、この佐倉5名、酒々井5名には、例えばこういうような清掃関係の、処理関係の有識者という方がいらっしやったのかあるいは一般市民なのか、このあたりをちょっと聞きたいところなのですけれども。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） ただいまのご質問でございますが、ちょっと氏名の方は控えさせていただきます。

メンバーでございますが、有識者というご質問でございますが、行政の方の専門家ということでご理解いただければと思います。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） 行政の、佐倉も酒々井も行政の専門家ですか。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） そのとおりでございます。

○1番（引地修一君） 担当部署の方ですか。ちょっと局長、行政の方といいますと、では例えば佐倉市でごみ処理に携わっている人、酒々井もごみ処理に携わっている人というのが5名、5名ですか。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） それぞれ役職についておられる方でございますので、ただいまのような形でごみ関係と申しますと、酒々井で申しますと、水藤参事ですとか福田課長になってしまいますので。

○1番（引地修一君） では、メンバーの名前は後から聞かせてもらっても結構ですけ

れども。行政で検討委員会というもの、ちょっと。酒々井に決まるかどうかわかりませんけれども、より効果のある、費用が安いところに決定するのは当たり前なのですけれども、そういう意味では普通の一般の審議委員会と行政だけで進める場合、ちょっとやり方が違うかなという感じもしますけれども、これは私の考えだけでありまして、いいです、はい、これで。質問を終わります。

○議長（押尾豊幸君） ほかに質問ございますか。

入江議員

○4番（入江晶子君） 議案6号の用地の位置の選定について、先ほどご説明いただいたのですけれども、具体的な数字が出てきませんでしたので、そのあたり改めて伺いたいのですけれども、計画、次期施設計画の人口フレームであるとか佐倉に移転した場合の費用、建設費用となった費用、酒々井の費用、またそのスケジュール等について、具体的な数字を挙げてもう一度大きなところでご説明をいただきたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） まず、スケジュール関係でございます。ご承知のように、当酒々井リサイクル文化センターにつきましては、A、B、C、D炉ということで、焼却炉が4炉ございます。そのうちのA、B炉につきましては、昭和62年から稼働しております、もう既に20年が経過している状況でございます。当センターの場合はご承知のように、ごみを燃した熱を利用してボイラーから蒸気を取ってごみ発電を行っています。通常こういうごみ発電を行う施設というのは、規模的に非常に大きな規模のところが多いのですけれども、当センターのトータル320トンという規模でごみ発電をしております。このごみ発電をしている施設、全国的に見てみますと、やはりかなり長い期間使用している自治体が多うございます。そういう中で何年使うのだということで今後地元のご了解が得られれば、これを30年近くは使っていきたいということで考えております。

そういうことで考えてまいりますと、このD炉の地元でのご了解をいただいておりますのは、平成17年に稼働いたしまして、15年間ということでご了解いただいております。15年間ということになりますと、平成31年までは地元のご了解を得ているという状況にございまして、当然その先ということでのお話でございますので、その32年からに対応できる施設ということになりますと、大体こういう施設3カ年ぐらいの継続事業での建設になりますから、29年度、30年度、31年度の3カ年事業でその後の施設を整備してい

けばよろしいのではないかなというタイムスケジュールかというふうに考えておりません。

仮にこのセンターに建設した場合とご指摘のありましたように佐倉へ建設した場合の比較でございますが、現状での想定では建設費及び用地費といたしまして、佐倉市に建設したときに総額では131億円、酒々井リサイクル文化センターで施設を更新しながら建設したときには、81億7,000万円という形での試算をいたしております。

ご質問の人口の関係でございます。組合といたしましての計画処理人口の将来ということで、基本計画の中でも表記させていただいておりますが、平成32年度で佐倉市が17万4,635、酒々井町が2万1,707ということで、これに外国人登録人口を足し合わせまして、佐倉市の方が外国人が1,713ということで想定しております。酒々井町が233という数字でございます。これらを合わせますと、平成32年度の組合といたしましては、19万6,342人という人口推計ということでございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 今ご説明の中に地元の住民の方とのいろいろな話し合いの中でこの20年間こちらで運営してきたということなのですが、こちら引き続き酒々井に残った場合についても、これまで何度か協議をされてきたと思いますけれども、その内容について、何か地元から要望なり地元対策としてやってほしいようなことがあるのか、そういう点について教えていただきたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一文君） 現状での地元との関係でございますけれども、ただいま申し上げました平成31年までの施設の稼働のご了解をいただいていること、これがまず第1点でございます。

2点目につきましては、今回この施設の位置の選定で、佐倉市の3カ所にこの酒々井リサイクル文化センターを候補地として加えるということのご了解をいただいております。この4カ所の候補地の中から選定しまして、仮にこの酒々井リサイクル文化センターに決まりましたときには、再度地元との協議をしまして、そこで了解をいただく中で最終的な決定がされるものということで考えております。

現在のところ要望等は出ておりません。

以上でございます。

○4番（入江晶子君） 現在のところ要望等は出ていないということなのですが、事務方として今後、こちらで引き続き残ることになった場合に、地元との関係で何か費用発生を考えているのか。それともご理解いただくというところで、特に予算立てを必要とする費用の発生はないのか、そのあたりの見通しについて教えてください。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） まだ地元と具体的な協議に入っておりませんものですから、その辺の見通しが事務局といたしましても、現在のところ立っていないのが実情でございます。ただ、何がしかのそういったご要望が出てくるということではこれは考えておかななくてはいけないのではないかとということでございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） これまで、こちらに移ってきたときはその周辺道路の整備とか、地元のその自治会や集会所についての補助等の支出があったと思うのですけれども、そういったところでもしこれから発生、出てきた場合に、それは私たち議員、議会の方にもあらかじめお知らせがあるのか。こういうような地元からの要望が出ていて、それをどう扱うのかということについて、私たちは知らされるといいますか、そういう場面がどういうところであるのかというのを教えてください。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） 組合議員へのお知らせということでございます。当然組合で地元に対する支出が発生するということであれば、これは当然予算化されなくてはならないこととございますし、その予算化の中で具体的な事業内容ですとか、所要金額、こういったものが出てまいりまして、そこでご説明させていただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） ほかにございますか。

山口議員

○3番（山口文明君） 技術的な問題ですが、今の4基の炉、日進月歩技術は進歩しているのですけれども、これを続けて使用した場合に、今の最新の技術から相当おくられていると思うのですが、これはここで使わせていただける、継続できるということは、それをカバーするコストの面で大きなメリットがあると思うのですけれども、一応技術的な対応というのか、そういうものはどの程度問題があるのかということをお聞きしたい。

それから、どこか地震の現場で炉が、煙突がひびが入って使用ができないという、そういうのを見たことありますが、耐震的な問題でそういう問題はクリアできているのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、多分町長以下皆様のご努力でこの第4の候補地でやっていこうというコンセンサスをいただいているのだと思いますが、最後の処理施設の位置についてということでも概略含まれておりますけれども、どの辺が了解点に達したというか、多分本当は嫌われる施設だと思うのですが、年月の経過と同時にメリットもあったのではないかと思います、どの辺にこれでいってもいいよというような条件があったか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） 技術上の問題点ということでご質問でございます。現在の技術からするとおくらしているのではないかとご指摘でございますが、平成10年度から既設のA、B、C炉につきましては、ご承知のとおりダイオキシン対策事業で35億ほどかけてダイオキシンが問題のないようにということでの改造を行っております。また、D炉につきましても当然そのような設備はきちっとされております。昨今の状況では、他自治体では直接熔融炉等の導入が大分進められております。プラントメーカーであります荏原製作所の方でも流動床式の焼却炉はこのD炉が最後になるのではないかとというような話もしていたこともございます。そのようなことで確かに今の時世からは合わない施設になろうかとは思いますが、ただこの流動床炉というのは、かなり長い年月をかけて改良を重ねてきた施設でございますので、今後この施設に改良を加えていくという点はなかるうかなということと考えられます。ですから、時代としてはおくらしている施設になろうかとは思いますが、非常にすぐれた施設であるということと考えております。

今後どのような問題があるのかということでございますが、当然20年から30年使っていきますと、機械、プラントでございますので、通常機械設備ということになりますとの、耐用年数で7年ということと言われております。機械設備につきましては、当然その長い年月の中で交換していかなくてははいけないと。また、建屋等につきましても補修をしなければいけないというようなことが出てまいるのではないかと。

ご指摘の耐震問題でございますが、この辺につきましても今後点検等で必要があれば

耐震診断というようなこともございますので、そういうことも実施してまいらなければいけないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 山口議員

○3番（山口文明君） それから、メリットがあるからここで、では使ってもらおうということではない、それがすべてではないのですが、どの辺でコンセンサスを得ていただいているかと。具体的にはどういうメリットを感じていただいているかという、メリットはないと思うのですが、そういうことを、これも、うたわれておりますけれども、それ以外にもしあればお聞きしたいと思います。今までの地元対策で、地元喜んでいただいていると思われるものがわかれば、言いにくいとは思いますが、お聞きしたい。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） 地元のメリットということでございますが、これまで先ほどご質問の中にもございましたように、地域の集会施設を整備したりとか、道路の整備、これはご承知のように県道につきましても、この当センターの町道につきましても整備してまいりました。以前はこのセンターの前の道路というのは、車が1台やっと通るか通らないような道路でございましたから、地域環境が整備されてきているというのは、これは紛れもない事実であろうかと。並びに当初は電波状況、いわゆるテレビの関係です。電波状況が悪くなるということで共聴システムを導入しまして、3カ所ほどですか、共同アンテナをつけて、そこから視聴していただいていたのですけれども、たまたまケーブルテレビがこちらへ来るということでございまして、そのケーブルテレビに全戸入っていただきました。ケーブルテレビに全戸入っていただきまして、今後ちょっと心配なのはデジタル化でございます。デジタル化になりますと、またケーブルテレビの方で契約が変わってくるのかなというようなところがございます。その辺がちょっと心配しているところでございますけれども、そのように地域環境が非常に変わってきて、車の通りも非常に多くなってきまして、デメリットというようなところもあろうかと思うのですけれども、地域の皆様にはメリットとして感じていただいているのではないかなというところでございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 議案第4号について1点教えていただきたいと思ひます。新た

に給与からの控除という条文が加わってたのですけれども、それはなぜ今までなかったのか。新たにどうしてつけ加える必要があるのかについて教えてください。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） 給与につきましては、地方公務員法の第25条第2項によりまして、職員の給与は法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないとあります。当組合では、組合の条例第21条の4に給与の口座振り込みを制定してございます。こういう中で給与から控除するものというのが共済組合の掛金ですとか、所得税ですとか住民税あるいは財形の貯蓄ですとかいろいろございます。この中で法に定められているものにつきましては、何ら規定してなくても給与からの控除が認められておるわけでございますけれども、個人的なものというのはこれ認められていないのが実情でございます。今回佐倉市さんの方でこの条例改正に伴いまして、具体的にこの控除できるものが加えられたということがございます。それに準じまして、当清掃組合におきましてもこの条例に第22条だったですか、これを加えまして、給与から控除できるものを具体的に掲載したということでございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 入江議員

○4番（入江晶子君） 確認なのですけれども、この条例にこの新しい項目がつけ加わったことで実質的に変化というのはないと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長

○事務局長（小林一丈君） これはあくまで条例改正でございまして、現状で何ら変化はございません。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） ほかにございますか。

引地議員

○1番（引地修一君） これ質問といいますか、要望ですけれども、この議案第6号の酒々井にということですが、これ入江議員も言われたようなのですけれども、やっぱり我々議員がこの6号を議決するわけですから、そうしますと、非常に重いものがありまして、そうなりますと、やはり地元の人たちのこれが議決になった後、いろんな打ち合わせをなさると聞いておりますけれども、その都度その予算化するとき、費用が要るとき、説明ということですが、私はこの議決に対するやはり地元の説明に会

があったときに、そういう議事録といいましょうか、そういうものをやっぱり私ども議員にでも回覧してほしいと、こう思うのです、要望です。議決をするからには、やっぱりそれだけの責任が生じるものですから、何にも経過わからないよということではちょっと私はこの議決が果たしてしていいものだろうかとか、こういうふうに思いますから、そこを要望いたします。

○議長（押尾豊幸君） 要望だそうです。よろしいですか。

事務局長

○事務局長（小林一丈君） ただいまの地元の方々への説明会の議事録ということでございます。ご要望いただきましたので、そのようなことでさせていただけるように努めてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） 質疑はなしと認めます。

質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

入江議員

○4番（入江晶子君） 議案の2号の新年度予算について反対の立場から討論をさせていただきますと思います。

先ほど質疑の中でも申し上げましたけれども、やはり組合の収入という点で大変厳しい今後は予想されるわけですが、市民や事業者への手数料の増額というところでの短期的な収入増というようなところに私は見受けられます。もっと今後の財政の見通しというものをきちんと推計して、どのような形で収入増を図るのか。また、歳出の削減を図るのかということについて、具体的なスケジュールとその方策をきちんと示して予算案を提出していただきましたかというふうに感じております。

以上です。

○議長（押尾豊幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） 討論はなしと認めます。

討論は終結いたします。

それでは、これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(押尾豊幸君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(可否同数)

○議長(押尾豊幸君) 可否同数であります。

よって、議長において本件に対する可否を採決いたします。

本件については、可決することに決定をいたします。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(押尾豊幸君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(押尾豊幸君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(押尾豊幸君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（押尾豊幸君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（押尾豊幸君） 以上をもちまして、平成20年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後 3時34分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 押 尾 豊 幸

署名議員 引 地 修 一

署名議員 平 澤 昭 敏